

第5回幕別町使用料等審議会議事録

1 開催日時

令和3年12月2日(木) 19:00~19:30

2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

3 出席委員(12名)

加藤会長、橋坂委員、杉山委員、横山委員、森委員、高橋委員、喜多委員、高道委員、
宮本委員、坂本委員、前野委員、松本委員

※岡田委員、和田委員、浦島委員、國安委員は欠席

3 審議

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係る答申(案)について

4 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	白坂 博司
〃 政策推進課副主幹	鳴海 走也
〃 政策推進課副主幹	小寺 博志
〃 政策推進課副主幹	日下部 孝彦

5 傍聴者

1名

6 議事録

(企画総務部長)

定刻となりましたので、ただ今から、第5回幕別町使用料等審議会を開会したいと思います。

なお、本日、和田委員、國安委員より、欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、岡田委員、浦島委員におかれましては、出欠の連絡が取れていないことから、到着次第、審議会にご参加いただくことといたします。

それでは、開会に当たりまして、加藤会長からご挨拶申し上げまして、議事を進めていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(加藤会長)

皆様、こんばんは。

夜分お疲れのところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会でお話しましたとおり、審議してまいりました基本方針(案)につきまして、一定程度の整理がなされたものと思いますので、本日の審議会では答申をまとめたいと考えております。

なお、本日の審議会につきましても、会議を効率的に運営する観点から、終了時間を20時30分を目途として進めてまいりたいと思いますので、会議の進行のご協力の程をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、次第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

それでは、私の方から本日お配りしました資料につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、資料1、各施設条例等から備品にかかる別表を抜粋した資料につきましてご覧ください。

備品の使用料につきましては、審議会当初より、基本方針(案)におきまして、規則で別に定めるとしておりましたが、この度、備品につきましても、貸室等の使用料と同様に、この基本方針(案)の中で算定方法等を明確化する必要があるとの考えから、整理をさせていただくこと

といたしました。

まず、現在、備品の使用料が設定されている施設につきましては、資料1、1頁の幕別町コミュニティセンター条例において、使用料が設定されている忠類コミュニティセンターをはじめ、続いて、2頁の札内コミュニティプラザ、3頁の幕別町民会館、4頁から6頁の百年記念ホール、7頁の集団研修施設こまはた、8頁の体育館条例に該当する農業者トレーニングセンター及び札内スポーツセンター、9頁の幕別運動公園陸上競技場、10頁の幕別運動公園野球場の9施設となっております。

しかしながら、備品の管理費については、基本方針(案)において、使用料を算定する原価に含まれていることから、見直し後の備品の使用料につきましては、原則、徴収しないことといたしました。

ただし、備品を更新する際、購入価格等が500万円を超え、かつ、購入時に補助金等の財源措置がない高額な備品については、次期の更新費用に充てるため、使用料を設定することといたしました。

ここで資料2の購入価格等が500万円を超える備品一覧をご覧ください。

現在、使用料が設定されている資料1に記載の9施設の備品から、先ほどご説明いたしました購入価格等が500万円を超えるもののみ整理したものが、資料2に記載の7品目となります。

表の上から、1つ目が札内コミュニティプラザの集会室1に設置されている電動ステージ、2つ目以降が全て百年記念ホールになりますが、2つ目が講堂に設置されている電動ステージ、3つ目が陶芸室の電気陶芸窯25キロワット、4つ目以降が大ホールになりまして、反射板4枚一式、ピアノ（フルコンサート外国製）、照明操作卓、音響操作卓となっております。

購入価格等が500万円を超えるものは7品目ありますが、使用料を設定する対象を購入時に補助金等の財源措置がない高額な備品としておりますことから、ステージや照明、音響操作卓などは施設の一部として建設時補助金等の対象となっているため、使用料設定の対象外となります。

このことから、使用料を設定する備品につきましては、百年記念ホールの陶芸室にあります電気陶芸窯25キロワットと、大ホールにありますピアノ（フルコンサート外国製）の2品目のみと考えております。

なお、備品の使用料につきましては、購入価格等を法定耐用年数と365日で割ったものに、受益者負担割合の50%を掛けて算出することとし、この計算式で算出すると電気陶芸窯25キロワットの新料金は現行料金の全日使用7,500円に対しまして1日当たり2,000円、ピアノ（フルコンサート外国製）につきましては現行料金の全日使用15,000円に対しまして1日当たり4,000

円となっております。

備品に対する使用料のご説明は以上となりますが、続きまして、資料3「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」のご説明をさせていただきます。

資料3の基本方針(案)をご覧ください。

本年1月29日に開催しました第1回使用料等審議会以降、委員の皆様からいただいたご意見や、関係団体等への説明会でいただいたご意見等を踏まえ、本日お配りしました基本方針(案)のとおり、内容を整理いたしましたので、変更や追記いたしました部分につきまして、改めてご説明いたします。

なお、変更等いたしました部分には下線を引いております。

はじめに、3頁をお開きください。

上の表になりますが、当初、基本方針適用施設として、新たに使用料を徴収するとしておりました「小中学校(学校開放)」につきましては、学校施設の目的外使用に当たるため、統一的な算定方法には馴染まないことから、基本方針適用除外施設の「その他統一的な算定方法によらない施設」へ区分を変更し、担当課において、別に見直しを進めることといたしました。

また、「パークゴルフ場(大会等使用に限る)」につきましても、当初、基本方針適用施設として、新たに使用料を徴収するとしておりましたが、利用予約をして使用料をご負担いただいても、占有まではできない取扱いとなっており、また、予約をせず使用料を負担しないで利用することも可能となっていることから、団体間の公平性が保てるのかといったところもあり、個人利用の場合も含めて、基本方針とは別にもう少し時間をかけて整理することとし、見直し対象外施設へ区分を変更いたしました。

続きまして、4頁をお開きください。

上段にあります基本算定式の枠の下にある「原価」の説明ですが、建物の修繕や維持補修費については、使用料の原価に含めないこととしていることから、「維持管理」という表現は馴染まないとの考えの下、文言を「管理運営」へ修正いたしました。

なお、この修正につきましては、本基本方針(案)全ての頁に適用しております。

続きまして、9頁をお開きください。

①団体等の利用にかかる基準の表になりますが、2番の免除対象として、幕別町子どもの権利に関する条例の制定趣旨に鑑み、町内の特別支援学校を含む高等学校を追加いたしました。

次に、4番として、町が構成員または町が事務局を担っている団体に対する免除、5番として、法令等に基づき委嘱または任命された者・団体に対する免除、7番として、社会福祉協議会のボランティアセンター登録団体が、ボランティア活動のために使用する場合の免除を追加

いたしました。

②個人利用にかかる基準につきましても、幕別町子どもの権利に関する条例の制定趣旨に鑑み、高校生の使用料について、当初、一般料金の3割減額としておりましたが、無料へ変更いたしました。

続きまして、10頁をお開きください。

中段、(5)適用範囲の特例になりますが、こちらは当初、行政区、公区の地域コミュニティ活動のみ使用料を免除するとしておりましたが、複数の行政区による地域コミュニティ活動も対象とし、公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブの活動についても、同様に使用料を免除といたしました。

次に(6)その他の基準、①営利目的等の取扱いについてですが、当初、営利目的は使用料を10割加算、販売を伴う場合は20割加算としておりましたが、分かりやすい簡素な料金設定を行う観点及び近隣市町におきましても、販売を伴う場合も含めて営利目的の加算については一つの区分としている施設が多いことから、販売や契約等、営利目的で使用する場合の使用料は20割を加算するとして統一いたしました。

続きまして、11頁をご覧ください。

②予約の開始時期につきましては、前回の第4回審議会でご審議いただいた内容について、新たに基本方針(案)に記載いたしました。

表の2番、定期利用団体につきましては、前回の資料におきまして、文化団体、スポーツ団体と記載しておりましたが、わかりやすい表現にとのご意見もいただいたことから、文化団体につきましては町文化協会加盟団体、スポーツ団体につきましては町体育連盟加盟団体（それぞれの団体に登録している団体を含む）、または、町に利用登録している団体と変更いたしました。

なお、「町に利用登録している団体」につきましては、現在、体育施設の定期利用申請をする際、提出いただいているメンバー表と同様のものを提出し、登録いただくものとして担当課で検討しているところであります。

次に、ア 使用料の納付時期につきましては、当初、使用料は使用承認後、速やかに納付するとしておりましたが、使用日当日までに納付することと変更いたしました。

ただし、納付は使用日当日までとしておりますが、めくっていただき12頁に記載のとおり、新たにキャンセル料を設定し、使用日の2週間前から使用日前日までにキャンセルをする場合、5割から8割のキャンセル料を徴収することといたしました。

次に、下段、⑦附帯設備・備品などの物品の使用料につきましては、先ほどご説明させてい

いただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、17頁をお開きください。

2 新料金の適用時期につきましては、当初予定していたスケジュールから遅れが出ているため、基本方針(案)に基づく新たな使用料・手数料の適用時期を「令和4年4月を予定」から「令和4年10月を予定」へ変更し、これに伴い、条例改正につきましても「令和4年3月末まで」へ変更いたしました。

続きまして、18ページをお開きください。

当初から、新料金が現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とする激変緩和措置や、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度とする激変緩和措置を設けておりましたが、現在、町民や町内で活動している多くの団体は使用料が免除され、無料で施設を使用していることから、関係団体等からのご意見で、使用料を支払うのは理解するが、何らかの軽減措置を要望するとの意見が多かったことから、それらを踏まえて、新たに新料金適用後、2年6か月の間は使用料を5割減額する激変緩和措置を設けることといたしました。

以上が、第1回使用料等審議会以降、委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえ、内容を整理した部分の説明となりますので、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明をいただきましたので、皆様からご意見をいただきたいと思います。

何かご意見はございませんか。

ないようであれば、議案第1号についての審議は、これで終了したいと思います。

次に、議案第2号「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係る答申(案)について」になりますが、これから、事務局より答申書(案)をお配りいたします。

ただ今、お配りしました答申書(案)をもって、町長に答申させていただきたいと思いますが、何かご意見等はございますでしょうか。

(高橋委員)

答申(案)については、特に意見はないのですけれども、審議会の中でパークゴルフ場の取扱

い、使用料の取扱いについて意見がかなり出されたと思います。

説明の中でも、見直しする方針はお聞きしたのですけれども、この基本方針(案)の中では、見直しということについては全く触れておりませんので、できれば審議会としてパークゴルフ場の使用料についての意見があったと、書き添えてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(加藤会長)

ただ今、高橋委員の方から答申書に記載すべきとの意見の要望がありましたけれども、本審議会からの要望として、答申書に付することにご異議はございませんでしょうか。

ないようですので、答申書に付する意見として記載する文言については、私の方と事務局で調整をさせていただき、後日、事務局から委員の皆様へ答申書を郵送する形を取りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それでは、そのような方法で答申することといたします。

そのほか、ございませんか。

最後に次第3、その他ということですが、委員の皆様から何かございませんか。

(前野委員)

ちょっとお尋ねします。

使用料・手数料じゃないと思うんですけれども、百年記念ホールの件なんですけれども、今年でしょうか、大ホールの中にスピーカーがございます。

お客さんがスピーカーを壊してしまったらしいんですよ。

それを、壊した人間が分からなくて、結局のところ、百年記念ホールが備品費の中から捻出して修理をしたと聞いたんですけれども、例えば、コミュニティセンターでも色んなマイクもスタンドもあるんですけれども、そういうのを破損した場合、今回の使用料と全く違うんですけれども、それはどうなるのかお尋ねしたい。

(政策推進課長)

備品につきましては、基本的には公共施設に備えられたものということで、町の方で今までは導入経費というか、購入費用をもって導入しているのですけれども、破損した状況にもよるのかなとは思いますが、明らかに故意で壊した場合だと、そういったやり取りはさせていただくことにはなると思いますが、基本的に経年劣化とかの形で壊れてしまった場合につきましては、町の方で新たに更新をすることになり、負担については町の方でみるようになっております。

(加藤会長)

そのほか、ございませんか。

なければ、事務局より連絡事項がありますので、お願いします。

(政策推進課長)

本日、ご承認をいただきました答申書につきましては、先ほど、高橋委員の方からいただきましたパークゴルフ場に関する意見を付しまして、明日、12月3日、加藤会長から飯田町長の方にお渡しするという事で予定をしております。

文言につきましては、先ほど会長の方からお話いただきましたように、会長と私ども事務局の方でその付帯意見については調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤会長)

1月開催の第1回から約1年に渡り審議会を開催してまいりましたが、委員の皆様のご協力を得まして、終始、ご熱心なご審議を賜りまして、答申書の作成となりました。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

おかげ様で、無事、任務を終了させていただきました、厚くお礼を申し上げます。

どうも、ありがとうございました。

(企画総務部長)

加藤会長、並びに、委員の皆様方には、ご多忙の中、会長からのご挨拶にありましてとお礼、終始、ご熱心にご審議いただきましたこと、私の方からも重ねてお礼申し上げます、誠にあり

がございました。

今後につきましては、来年3月に開会を予定しております、令和4年第1回町議会に条例の改正案を提出し、議会でご審議、議決をいただき、その後、半年間の周知期間を経て、この基本方針に沿った形で、新料金の設定、また、ご負担をいただくということで進めさせていただきたいと考えております。

町といたしましては、委員の皆様方や、この間、町民の方または各関係団体の皆様方からいただいたご意見を踏まえ、受益者負担の原則に基づきまして、負担の公平性・公正性を確保しながら、今以上に皆様方に利用していただける施設運営を、町全体で目指してまいりたいと考えております。

本当に長い間、熱心にご審議いただきましたことを、重ねてお礼申し上げます、これで幕別町使用料等審議会を閉じさせていただきます。

誠に協力ありがとうございました。

以上